

令和8年度「花巻まつり」露店出店要領

1 目的

「花巻まつり」において、暴力団と関わりのある者の露店の出店を防ぐことにより、より健全で楽しい露店の運営環境を確保することを目的とする。

2 出店資格

- (1) 出店できる者は、原則として公が認める機関団体の構成員又はそれらの会員の紹介による個人又は団体とする。
- (2) 新規に出店しようとする者は、花巻市民（出店申込者を含め、構成する従業員の半数以上が花巻市民であること）に限り認めるものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、令和7年に出店した個人又は団体については、以下のとおり取り扱うものとする。
 - ① 継続出店は、下記のいずれかに該当する場合に限り認める。
 - ア 個人 令和7年の露店出店申込書に記載の出店申込者本人又は出店従事者若しくは申込者から数えて2親等以内の者が申請する場合
 - イ 団体 令和7年の露店出店申込書に記載の出店申込者本人又は出店従事者若しくは当該団体を構成する者が申請する場合
 - ② 上記①のア、イ以外の申請は、上記(2)に記載する新規出店として取り扱うものとする。
なお、令和6年又はそれ以前に「花巻まつり」へ露店を出店した実績がある者が令和7年に出店しなかった場合についても、上記(2)に記載する新規出店として取り扱うものとする。この場合、実行委員会は、従前、露店を設置していた場所を確保しない。
- (4) 過去に誓約書などを遵守せず、出店禁止を命じられた者については、出店を認めない。

3 出店数

出店は、申請者1名につき1店舗とする。

4 出店許可申請

- (1) 露店を出店しようとする者は、「出店申込書（様式1）」を1部作成し、花巻まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない（併せて「誓約書（様式4）」を提出すること）。
- (2) 設置する露店（テント）の条件は次のとおりとし、遵守すること。
 - ① 間口は、2.0mを標準とし、最大3.6mまでとする。
 - ② 奥行は、1.5m以内、高さは、2.0m以内とする。
 - ③ 希望の間口は、正確に記載すること（申請と異なる規格の出店は、一切認めない）。
 - ④ キッチンカーなどの車両、プレハブなどの建築物を使用しての出店は、認めない。

5 従事者の事前確認

提出された出店申込書については、花巻警察署（刑事課）に従事者の確認を依頼することから、出店申込者及び出店従事者全員の写真付きの身分証明書（運転免許証など）の写しを添付した「従事者身分証明書などの写し（様式2）」と出店申込者並びに出店従事者全員の「表明・確約書（様式3）」を提出すること。

※ 上記のほか、出店許可等の諸手続きに必要な場合に限り、出店申込者の許可なく、露店出店にかかる許認可権者（花巻警察署や中部保健所など）と実行委員会は申請内容に関する情報を共有する場合がある。

6 露店出店に必要な法令上の諸手続き

出店者は、花巻警察署に「道路使用許可申請書」を、中部保健所に営業許可申請書（新規）（臨時営業）をそれぞれ提出し、許可を受けなければならない。

なお、上記のほか、出店に必要な法令上の諸手続きを出店者の責任において行うものとする。

7 諸設備

必要な諸設備は、出店者において準備するものとする。

8 出店の内容

出店の内容は、公序良俗に反しない限り特に規制しないが、常に通行者などの安全に配慮するとともに清掃に努め、楽しく秩序ある露店運営に努めるものとする。

商品は、出店申込書に記載する内容に限るものとし、途中から新たな商品の追加は、認めない。

9 出店負担金

出店者は、出店する間口に従い、負担金を納付しなければならない。

なお、実行委員会は、適格請求書発行事業者（通称インボイス）の登録を行っていないことから、消費税の申告を行う際は、留意のこと。

区分	間口	1.0mあたりの単価 (100円未満の端数は切捨)		計算例
規格内	2.0m以内	① 豊沢町※ ¹ @ 8,000円		① 豊沢町出店者で間口2.0mの場合 @8,000円×2.0m= <u>16,000円</u>
		② 上 町※ ² @ 5,500円		② 上町出店者で間口2.0mの場合 @5,500円×2.0m= <u>11,000円</u>
規格外	2.0m超～ 3.0m以下	2.0 m を超える部分 に次の 単価を 適用	① 豊沢町 @10,000円	① 豊沢町出店者で間口2.7mの場合 @8,000円×2.0m +@10,000円×0.7m= <u>23,000円</u>
			② 上 町 @ 6,500円	② 上町出店者で間口2.7mの場合 @5,500円×2.0m +@6,500円×0.7m= <u>15,500円</u>
	3.0m超～ 3.6m以下	3.0 m を超える部分 に次の 単価を 適用	① 豊沢町 @12,000円	① 豊沢町出店者で間口3.6mの場合 @8,000円×2.0m +@10,000円×1.0m +@12,000円×0.6m= <u>33,200円</u>
			② 上 町 @ 7,500円	② 上町出店者で間口3.6mの場合 @5,500円×2.0m +@6,500円×1.0m +@7,500円×0.6m= <u>22,000円</u>

※1 市道上町成田線沿いの上町地内への出店の場合も本区分を適用する。

※2 館坂への出店の場合に適用する。

10 出店場所の指定

出店場所については、継続出店の場合は、昨年と同じ場所を基本とするが、事情により従前と異なる場所が指定された場合においても実行委員会の指示に従うものとし、出店者は、出店場所に関する一切の異議を申し立てることはできない。

11 撤去命令

出店者が本要領及び令和8年度「花巻まつり」露店出店者説明会で配布する「露店設置にあたっての注意事項」に記載する事項を遵守しない場合のほか、各種申請や届出などに違反した場合は、その許認可権者が申請者に対し、店舗の撤去を命ずることができる。

12 その他

出店者に起因する瑕疵（食中毒、傷害など）については、原則として実行委員会でその責を負わないことから、各出店者において、生産物賠償責任保険や施設賠償責任保険などの各種保険の加入を推奨する。